

議案第176号

指定管理者の指定について

さいたま市営日進駅南口自転車駐車場等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成25年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市北区日進町2丁目1125番地2	さいたま市営日進駅南口自転車駐車場
さいたま市北区宮原町3丁目824番地2	さいたま市営宮原駅東口自転車駐車場
さいたま市北区土呂町1丁目6番地5	さいたま市営土呂駅西口自転車駐車場
さいたま市見沼区東大宮5丁目61番地	さいたま市営東大宮駅東口自転車駐車場
さいたま市北区日進町3丁目729番地	さいたま市営宮原駅西口自転車駐車場
さいたま市西区大字宝来1649番地4	さいたま市営指扇駅南自転車駐車場
さいたま市見沼区大和田町1丁目1387番地1	さいたま市営大和田駅南自転車駐車場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区錦町682番地2
- (2) 名称 一般財団法人さいたま市都市整備公社
- (3) 代表者 理事長 佐藤 英

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで